

第2次八戸市新型コロナウイルス対策支援金 Q & A

◎支給対象者

Q 支援金の対象となる事業者の範囲を教えてください。

A この支援金の対象者は、大企業を除く、次の事業者となります。

①市内に事務所又は事業所を有し、かつ、市内で事業活動を行う法人（登記上の本店所在地が市内にある者に限らない。）

②市内に住所を有し、かつ、市内で事業活動を行うと個人事業者

会社以外の法人についても対象となりますが、一般社団法人、NPO法人、協同組合など会社以外の法人については、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業の範囲（下表）を参考とし、「資本金（出資金）」又は「従業員」の基準に該当する法人が対象となります。

業種（主たる事業）	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5,000万円以下	50人以下
④サービス業	5,000万円以下	100人以下

Q 「常時使用する従業員」の定義について教えてください。

A 労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断します。なお、会社役員及び個人事業者は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。

Q 市内に複数の事業所（店舗）がある場合、申請は事業所ごとに行うことになりますか。

A 事業者単位での申請となりますので、法人ごと、または個人事業者ごとに申請書は1つとなり、店舗数や事業所数にかかわらず、1事業者につき20万円となります。

Q フリーランスは支援金の対象になりますか。

A 税務署に開業届を提出し、事業として行っている場合は対象となります。

Q 事業収入はあるものの、主たる収入が給与である場合には支援金の対象になりますか。

A 対象外となります。確定申告における事業収入が、給与、年金、不動産等を含めた全体の収入の2分の1以上あれば支給対象となります。

Q 令和2年1月以降に開業（設立）した場合、支援金の対象となりますか。

A 今年創業した事業者は事業継続期間が短く、新型コロナウイルスの影響により売上が減少したことを確認することが困難であるため、現時点では支給対象としておりません。しかしながら、国の持続化給付金において、今年創業した事業者は支給対象外としていたものを、第二次補正予算において支給対象とする方針が示されたことから（5月22日経済産業大臣発表）、当市の支援金においても国の動きを注視しながら対応を検討して参ります。

Q 法人で社名変更をした場合は申請できますか。

A 社名変更等により現在の法人名と添付書類の法人名が異なる場合も、法人番号に変更がない場合は、同一の法人とみなし、申請できます。

Q 同一人物が複数の法人の代表取締役ですが、支援金は法人ごとに申請できますか。

A 要件に該当すれば、法人ごとに申請ができます。

Q 第1弾の八戸市新型コロナウイルス対策支援金を受給していますが、第2弾の支援金の申請はできますか。

A 申請できません（併給不可）。

Q 県から休業要請に伴う協力金を受給していますが、支援金の申請はできますか。

A 申請できます（併給可）。

Q 国の持続化給付金を受給していますが、支援金の申請はできますか。

A 申請できます（併給可）。

◎申請方法

Q 申請方法を教えてください。

A 交付申請書を八戸市ホームページからダウンロードいただくか、次のいずれかの窓口でお受け取りいただき、必要事項を記載のうえ、必要書類を添付し、八戸市商工課支援金担当あて（全業種共通）に郵送ください。

【交付申請書設置場所】

八戸市庁本館 1階市民ホール前

(南郷事務所、市民サービスセンターには設置済み。地区公民館へは6月24日までに設置予定)

Q 申請は窓口でもできますか。

A 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、郵送での申請にご協力をお願いします。市役所に持参する場合は、八戸市庁本館 1階市民ホール前に提出ボックスを設置していますので、申請書類一式を封筒に入れ投函してください。

Q 申請期間を教えてください。

A 令和2年6月15日(月)から9月30日(水)までです(当日消印有効)。

Q いつ支給されますか。

A 申請後、概ね3週間程度で口座振込を行います。

Q 申請後、審査結果が通知などで届きますか。

A 審査完了後、交付決定通知書または不交付決定通知書を送付いたします。

Q 支援金を現金で受け取ることはできますか。

A 口座振込のみとさせていただきます。

◎申請書類

Q 交付申請書に税理士の署名押印があれば、どのような書類を省略できますか。

A 交付申請書の証明欄に、売上高を証明する税理士の署名押印がある場合、次のとおり、売上高を確認できる書類の提出を省略できます。なお、署名押印は、申告代理を委任している税理士から受けてください。

【法人】

- ・法人税の確定申告書(法人事業概況説明書)の控え(両面)
 - ・売上減少となった月の売上高が分かるもの(売上台帳等)
- ※この場合でも、法人税の確定申告書(別表一)の控えは必要となります。

【個人事業者】

- ・青色申告者の所得税青色申告決算書(1、2ページ目)
 - ・売上減少となった月の売上高が分かるもの(売上台帳等)
- ※この場合でも、令和元年分の所得税の確定申告書の控えは必要となります。

Q セーフティネット保証の認定書とは何ですか。

A 金融機関から信用保証付融資を受ける際に必要となるもので、市区町村長が発行します。セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定書は、いずれも一定の減収があることを証明するものです。

支援金の申請に当たり、セーフティネット保証の認定書の写しを添付することで、次のとおり、売上高を確認できる書類の提出を省略できます（税理士の証明と同じ）。

ただし、令和2年2月から5月までのいずれかの月とその前年同月とを比べて売上高が20%以上減少していることが認定されたものである必要があります。したがって、認定基準の運用緩和により昨年12月との比較による認定書は使用できません。

【法人】

- ・法人税の確定申告書（法人事業概況説明書）の控え（両面）
- ・売上減少となった月の売上高が分かるもの（売上台帳等）

※この場合でも、法人税の確定申告書（別表一）の控えは必要となります。

【個人事業者】

- ・青色申告者の所得税青色申告決算書（1、2ページ目）
- ・売上減少となった月の売上高が分かるもの（売上台帳等）

※この場合でも、令和元年分の所得税の確定申告書の控えは必要となります。

Q 確定申告書の控えに収受日付印がない場合や、e-Taxの受信通知がない場合はどうすればよいですか。

A

次のいずれかで代替できます。

- ・税理士の署名押印がある等により税理士が作成したことが分かる確定申告書の控え
- ・特設の申告会場で電子申告をした場合で、受付日時・受付番号の印字されている確定申告書の控え
- ・青色申告会印が押された確定申告書の控え
- ・確定申告書の控えに、申告に基づき納税（還付）したことが分かるもの（領収書、還付通知書、納税証明書の写し）を添付

Q 確定申告書の控え自体がない場合、どうすればよいですか。

A 税務署の「申告等閲覧サービス」を利用する方法があります。閲覧時にスマートフォンやデジタルカメラなどを用いて撮影が可能ですので、画像を印刷して提出してください（文字等が読み取れる鮮明な画像を提出してください）。

Q 法人税の確定申告書について、申告期限が延長されている等の理由で、申告が完了していない場合には、何を提出すればよいですか。

A 対象月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書類で代替できます。

Q 個人事業者ですが、確定申告の義務がないことから、市・県民税の申告のみを行っています。何を提出すればよいですか。

A 令和元年分の確定申告の義務がない場合は、令和元年分の市・県民税の申告書類の控えを提出することができます。控えのない方は住民税課で写しを取得してください。

◎売上比較

Q 売上とは何を指しますか。

A 確定申告書類において「事業収入」として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、給与収入、年金収入、不動産収入等は含みません。

Q 市内だけでなく市外にも店舗や事業所を構えている場合、比較する売上は市内にある店舗や事業所の売上だけですか。

A 市外の店舗や事業所を含めた事業者全体の売上で比較します。

Q 休業要請に伴い支給された協力金等の現金給付は売上に含まれますか。

A 含まれません。

Q 交付申請書中の「減少率」は、小数点以下を切り上げてよいですか？

A 減少率は、小数点以下切り捨てとなります。「19.99%」のように基準を満たしていない場合、切り上げや四捨五入して「20%」とするようなことはできません。